

出生児の認定における被保険者と配偶者の状況確認

【被扶養者認定の基本】

健康保険では出生児の扶養認定においては、被保険者の他に収入のある扶養義務者（配偶者）がいる場合、それぞれの収入（雇用保険育児休業給付金を含む）を比較しその収入が多い『主たる生計維持者』の被扶養者とします。

健保での可否判定の基準は以下のとおりです。

- ・書類下部の添付書類に基づき被保険者の収入が配偶者よりも多いことが確認できれば認定可能。
- ・配偶者の収入が被保険者よりも多い場合は配偶者が出生児を扶養すべき、との判断により非認定。
- ・添付文書類を提出できない場合は判定が付かないため非認定。

被保険者 (社員)	記号：			
	番号：			
	氏名：			
	産前産後休業期間を記入もしくは○	R	～ R	取得しない
	育児休業期間を記入もしくは○	R	～ R	取得しない
	雇用保険育児休業給付金受給	受給する	・ 受給しない	←どちらかに○

配偶者	記号：			
	番号：			
	氏名：			
	産前産後休業期間を記入もしくは○	R	～ R	取得しない
	育児休業期間を記入もしくは○	R	～ R	取得しない
	雇用保険育児休業給付金受給	※ 受給する	・ 受給しない	←どちらかに○

※ 配偶者がN E C健保 被保険者の場合は **記号番号** を記入
他健保加入の場合は、記号番号の記入は不要、**氏名以下を記入**

※ 他健保加入の配偶者は確証を添付（下記参照）

◀ 他健保加入の配偶者の添付確証 ▶

- ※・被保険者は確証の添付は不要
- ・配偶者がN E C健保の被保険者の場合、確証の添付は不要

育児休業給付金を **受給する** : 育休(産休)開始前(減額される前)6カ月分の**給与明細書**(写)

育児休業給付金を **受給しない** : 取得できる最新の**源泉徴収票** (写)

(自営業者の場合 **最新の確定申告書** (写))

(備考)

- ・育休(産休)開始前6か月以内に転職した配偶者は前職の給与明細(写)、または離職票-2(写)の添付でも可
- ・育休終了後、引続き産休を取得の場合、受給していた育児休業給付金の通知書(写)の添付でも可

出生児	続柄：	
	(カ ナ) 氏名：	
	出生日：	